

大正十二年より本年七月一日迄四年之久、
握りつぱさルて居るに改正工場法も愈々七月一日より施行
されることとなつた。然しかば、
夜業の禁止を大正十八年迄延期
するが如き不誠意も甚しきものがある。

四 組合宣傳デー挙行の件

昨年十一月川崎富士紡争議受援示威運を兼ね、
モリスターとして賑り大々的に挙行す。

五 組合内部調査に関する件

昨年十月十三日調査部員会を附催し、
調査完了し本部に参りましたものは少数である
遺憾に堪へません。労働争議調停法は實施され

今後、争議に於て号々の労働状態、
調査するに必要と痛感する。

六 消費組合運動促進報告案

大崎消費組合は益々發展しつゝ、
購買部設立をまづ、
支部に於ては漸

七 總同盟内鐵工産業関係の組合々同の件

昨年十月臨時大会直後本部講堂に於て、
各組合の代議者諸君と我が組合代議員と懇談会を開催し、
意見の交換を行つた。十一月十五日正式委員会附催す
ことに決す。

合同の事實を報告
日時 大正十四年十一月十五日 十六日 十七日